

四 万 十 町 議 会 会 議 録

令 和 7 年 12 月 10 日（水曜日）

議 事 日 程（第3号）

- 第 1 議案第91号 高幡広城市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び高幡広城市町村圏事務組合規約の一部変更について
- 第 2 議案第92号 高幡広城市町村圏事務組合規約の一部変更に伴う財産処分について
- 第 3 議案第93号 四万十町子育て支援住宅条例について
- 第 4 議案第94号 四万十町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 第 5 議案第96号 四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第97号 四万十町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第98号 四万十町保育所条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第99号 四万十町地域子育て支援センター条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第100号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 第10 議案第101号 四万十町大正生活支援住宅条例の一部を改正する条例について
- 第11 議案第102号 災害時等における給水装置工事及び排水設備工事に関する関係条例の整備に関する条例について
- 第12 議案第103号 四万十町ケーブルネットワーク条例の一部を改正する条例について
- 第13 議案第104号 四万十町旧都築邸に係る指定管理者の指定について
- 第14 議案第105号 四万十町総合交流拠点施設に係る指定管理者の指定について
- 第15 議案第106号 令和7年度四万十町一般会計補正予算（第4号）
- 第16 議案第107号 令和7年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第17 議案第108号 令和7年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第2号）
- 第18 議案第109号 令和7年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第

2号)

第19 議案第110号 令和7年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算(第2号)

第20 議案第111号 令和7年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)

第21 議案第112号 令和7年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

第22 議案第113号 令和7年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算(第2号)

第23 議案第114号 令和7年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算(第3号)

第24 議案第115号 令和7年度四万十町水道事業会計補正予算(第2号)

第25 議案第116号 令和7年度四万十町下水道事業会計補正予算(第2号)

追加日程第1 議案第117号 令和7年度四万十町一般会計補正予算(第5号)

第26 陳情第7-5号 陳情書「国民健康保険に対する国庫負担の増額等を求める意見書」採択のお願い

第27 陳情第7-10号 要望書

第28 発議第1号 次回参議院選挙までに合区の解消を求める意見書

第29 議員派遣の件について

第30 閉会中の継続審査・調査申し出について

~~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第30まで

追加日程第1

~~~~~

出席議員(14名)

1番	武田秀義君	2番	山本大輔君
3番	林健三君	4番	村井眞菜君
5番	佐竹将典君	6番	中野正延君
8番	伴ノ内珠喜君	9番	中屋康君
10番	水間淳一君	11番	下元真之君
12番	味元和義君	13番	橋本章央君

14番 堀 本 伸 一 君

15番 緒 方 正 綱 君

~~~~~

欠 席 議 員 (0名)

~~~~~

説 明 の た め 出 席 し た 者

町 長	中 尾 博 憲 君	副 町 長	森 武 士 君
会計管理者兼会計管理室長兼参事	池 上 康 一 君	総務課長兼選挙管理委員会事務局長	佐 竹 雅 人 君
危機管理課長	味 元 伸二郎 君	企 画 課 長	富 田 努 君
農林水産課長	武 田 正 人 君	にぎわい創出課長	小 笹 義 博 君
税 務 課 長	西 岡 健 二 君	町 民 課 長	三 宮 佳 子 君
建 設 課 長	下 元 敏 博 君	健康福祉課長	戸 田 ゆかり 君
高齢者支援課長	三 本 明 子 君	環 境 水 道 課 長	戸 田 太 郎 君
教 育 長	山 脇 光 章 君	教育次長兼学校教育課長	川 上 武 史 君
生涯学習課長	今 西 浩 一 君	農業委員会事務局長	小 嶋 二 夫 君
農業委員会会長	太 田 祥 一 君	代表監査委員	田 邊 幹 男 君
総務課財政班長	西 尾 洋 亮 君	特別養護老人ホーム事務長	佐 竹 あゆみ 君
大正・十和診療所事務長	池 田 康 人 君		

大正地域振興局

局長兼地域振興課長	北 村 耕 助 君	町民生活課長	長 森 伸 一 君
-----------	-----------	--------	-----------

十和地域振興局

局長兼地域振興課長	吉 川 耕 司 君	町 民 生 活 課 長	川 下 房 代 君
-----------	-----------	-------------	-----------

~~~~~

事 務 局 職 員 出 席 者

|         |           |     |           |
|---------|-----------|-----|-----------|
| 事 務 局 長 | 岡 英 祐 君   | 次 長 | 小 野 川 哲 君 |
| 書 記     | 茨 木 萌 愛 君 |     |           |

~~~~~

午前 9 時30分 開議

○議長（緒方正綱君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

ただいまより令和 7 年第 4 回四万十町議会定例会第 8 日目の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（緒方正綱君） 日程第 1、議案第91号高幡広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び高幡広域市町村圏事務組合規約の一部変更について、日程第 2、議案第 92号高幡広域市町村圏事務組合規約の一部変更に伴う財産処分について、以上、議案第 91号及び議案第92号の 2 議案を一括議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第91号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第91号高幡広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び高幡広域市町村圏事務組合規約の一部変更についてを採決します。

この表決は起立により行います。

議案第91号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

これより議案第92号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第92号高幡広域市町村圏事務組合理約の一部変更に伴う財産処分についてを採決します。

議案第92号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第3、議案第93号四万十町子育て支援住宅条例についてを議題とします。

この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

1 番武田秀義君。

○1 番（武田秀義君） 子育て支援住宅についての入居者資格の第3条に五つの条件がありますが、これは町内、町外どちらでも、どなたでも応募できるのか。その点が書かれていないんですが、そういった条件はどうなっているのでしょうか。

○議長（緒方正綱君） 建設課長下元敏博君。

○建設課長（下元敏博君） お答えします。

町内でも町外でも入居希望は可能になっております。

○議長（緒方正綱君） 1 番武田秀義君。

○1 番（武田秀義君） そういった文言も書いておくほうが分かりやすいと思うので、また検討して、書き添えたほうがいいんじゃないかなと思うので、申し添えます。

○議長（緒方正綱君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第93号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第93号四万十町子育て支援住宅条例についてを採決します。

議案第93号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第4、議案第94号四万十町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてを議題とします。

この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

9 番中屋康君。

○9 番（中屋康君） 今回、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が改正されたというところです。内容は、生後6か月から満3歳未満で保育所なりに通っていない、子育てをされている家庭について、月一定時間、利用可能枠を設けるということですが、子ども誰でも通園制度ですので、本町の場合は各所に保育所があるんですが、こういった受入れ体制になるのかと。月一定時間という枠、その辺りをもう一度確認させていただきたいと思います。

○議長（緒方正綱君） 生涯学習課長今西浩一君。

○生涯学習課長（今西浩一君） ご答弁を申し上げます。

体制について、この後の議案でも別途出てくる予定ですが、まず、今回の誰でも通園制度の対象になってますのは、大前提として保育所に通っていない子どもで、生後6か月から3歳未満でして、当町においては、満1歳を越えてからの保育所入所率が計算上では95%を超えていまして、今のところ、これに該当する子どもの人数は極めて少ないです。

今回、新たに始まりました、こども誰でも通園制度については、就労要件を問わないことと、町内に住んでいなくても利用ができます。外からの利用がどの程度あるのか、限りなく少ないとは見込んでおりますけども、新たに個別に保育士を配置してということは効率的ではないので、まずは様子を見るといいですか、令和8年度の休暇に合わせて、町の子ども・子育て支援センターで受入れ体制を整えておいて、その状況を見て、ほかの保育所に拡大するのかどうかは今後検討していきたいと考えております。令和8年度については、子ども・子育て支援センター、窪川・大正・十和の3か所で始めていくことを想定し

ております。

次に、利用時間については、全国で標準的な時間が定められておりまして、月に10時間程度という枠がありますので、本町もその標準時間の範囲内で利用いただくことを想定しております。

○議長（緒方正綱君） 9番中屋康君。

○9番（中屋康君） 内容等は十分承知しました。今回の場合は助走体制というんですか、月一定時間というのは、通園した場合のチェック、いわゆる受入れ場所が今これぐらいの時間ですよと把握するんでしょうかね。利用動向をもう一度確認しておきたいと思います。

○議長（緒方正綱君） 生涯学習課長今西浩一君。

○生涯学習課長（今西浩一君） 利用時間の管理という部分は、まず、それぞれ住民票が所在する自治体に利用の申請とか手続をしていただいて、給付の認定という形になります。認定を受けた方がどれだけ利用したかによって費用の給付もありますので、利用時間を個別に管理していく必要があります。支給対象児童ごとに利用時間がそれぞれの自治体でカウントされていくことになっておりまして、利用の申込みから給付一連については、システム化、全国統一のシステムで間違いのないように管理するようになっております。

○議長（緒方正綱君） ほかに質疑はありませんか。

14番堀本伸一君。

○14番（堀本伸一君） 議案第94号ですが、今、課長から内容説明があったわけですが、システム等々を関係者といいますか、町民の方にどういう方法でお知らせしていく仕組みになっているのかを確認させてください。

○議長（緒方正綱君） 生涯学習課長今西浩一君。

○生涯学習課長（今西浩一君） ご答弁申し上げます。

住民への周知に関しては、今、令和8年度からの給付化に向けて、国で細部の詰めが行われているところでして、正に今日とか来月、再来月、ぎりぎりまで市町村からの質問に応じて来るようになっていきます。利用者に向けては、制度自体は令和7年度から始まっておりまして、先行の自治体等では既にやっておりますので、制度については一定周知もされていることとは思いますが、なお、四万十町では、先ほど申しましたとおり、子ども・子育て支援センターですることは予定しておりますので、それについて、できるだけ早い時期に、この後、利用料金なんかの条例もご決定いただくところですが、そういったこと

が決まった段階で改めて周知させていただきたいと考えております。

○議長（緒方正綱君） ほかに質疑はありませんか。

1 番武田秀義君。

○1 番（武田秀義君） この条例ですが、議案第99号とも関連してくると思いますけども、通っていない子どもとなっていますけど、これを利用したい人は、通っているご家庭の子どもで、保育所が終わった後に利用したい方がいらっしゃるのかなと思うので、通っていないと限定すると、そういった人は利用できないことになるんですが、その点はどうか考えておられるのでしょうか。

○議長（緒方正綱君） 生涯学習課長今西浩一君。

○生涯学習課長（今西浩一君） ご答弁申し上げます。

こども誰でも通園制度の趣旨ですけれども、こども家庭庁、国で取り組まれているものでして、保育所に通っていない子どもを預かるシステムとして、誰でも通園制度以外に一時預かり保育があります。こういったものは一定の要件とかがあるんですけれども、まず、こども家庭庁が新たに、ほかにもこども家庭センターとか、もろもろの取組をされておりますが、その基本にあるものは、こどもまんなかの視点で施策を考えるということで、これまでの一時預かり保育は、保護者が就労のために預かってもらわないかんというところでできたものですが、今回の誰でも通園制度は、保護者のために預かるのではなくて、家庭にいただけでは得られない様々な経験を通して子どもが成長していけるように、子どもの育ちを支える視点の制度です。保育に欠けていなくても保育を体験できる制度ですので、保育所を利用した後の利用というのは、そもそも制度としては想定されていないということです。

○議長（緒方正綱君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第94号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第94号四万十町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める

条例についてを採決します。

議案第94号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第5、議案第96号四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

5 番佐竹将典君。

○5 番（佐竹将典君） お伺いします。

一般職の方の給料が上がるということで、この給料表の改定による影響額が約4,470万円、期末手当及び勤勉手当の改定による影響額が2,390万円、合計で6,860万円ほどとなっているわけですが。こういう感じで人件費を上げていくと、来年度の当初予算などにも、予算の組み方に影響してくると思うんですけれども、ここを上げていくと、どこを削っていかれるんですかね。ご答弁をお願いします。

○議長（緒方正綱君） 総務課長佐竹雅人君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（佐竹雅人君） お答えします。

今回の給与改定、条例に関しては、今年の8月に出されました国の人事院勧告に基づくものでして、国が今年の11月に閣議決定において決定したので、順次、地方公共団体においても人事院勧告に基づいた実施を進めるということで、今回の条例改正に至ったところです。この人事院勧告の趣旨としては、本年4月1日現在の民間と公務員との比較ということで行っており、差額を埋めるための改定です。人材確保であるとか、将来的な公務員の現場の体制づくりといったところにも影響してくるものですので、町としても、人事院勧告に基づく勧告については、国に準拠して実施していきたいと考えております。そのため、来年度以降、予算編成の上でも一定、人件費が上がってきますので、上昇していくことの影響は当然ありますけれども、それも含めた全体的な町の予算の中で運営していくと考えております。

○議長（緒方正綱君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第96号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第96号四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第96号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第6、議案第97号四万十町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより議案第97号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第97号四万十町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第97号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第97号は原案のとおり可決され

ました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（緒方正綱君） 日程第7、議案第98号四万十町保育所条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより議案第98号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第98号四万十町保育所条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第98号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（緒方正綱君） 日程第8、議案第99号四万十町地域子育て支援センター条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

2番山本大輔君。

○2番（山本大輔君） 先ほどの第94号の議案のところで、いろんな質問も出まして、一定私の疑問点も解消したところではあるんですけども、この利用方法というところで、一時預かり事業というのは利用申請、電話連絡、利用7日前までに利用申請書を提出とありますけれども、新しく始まる利用方法については、一時預かり事業と違いがあるんでしょうか。お願いします。

○議長（緒方正綱君） 生涯学習課長今西浩一君。

○生涯学習課長（今西浩一君） ご答弁を申し上げます。

誰でも通園制度の利用の手続については、令和８年度から給付化されるということにして、通常の保育の支給の認定と同じような手続になります。ウェブ上でもできますが、住所地の自治体に、資格があることの給付の認定行為が大前提になりまして、その認定を受けた後に、利用したい施設に利用の申込みをし、面談を受けてという流れを予定しております。

○議長（緒方正綱君） ほかに質疑ありませんか。

６番中野正延君。

○６番（中野正延君） 議案94号でいろいろ質問されていたことも含めて、こども誰でも通園制度という割には月10時間程度で、たった月に10時間程度が支援につながるかどうかはちょっと疑問に思うところもありますが。生後６か月から３歳児までの保育料も、現在、様々な条件があると思いますが、保育料がかかる家庭もあると思います。条件的に一律にするというか、例えば一人親世帯とか、この１時間300円という金額も含めてです。300円に設定した理由と、10時間程度は無料にするというような流れはなかったのか。条例として定められてくると思いますが、今後、町の体制として、これを生かした支援とかを考えた上の条例なのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（緒方正綱君） 生涯学習課長今西浩一君。

○生涯学習課長（今西浩一君） ご答弁を申し上げます。

まず、300円の料金の利用設定です。まず、保育料自体は、国の無償化の状態で、今、３歳以上が無料で、３歳未満については所得に応じてとか、第２子は半額の支援とか、いろいろありますが、一定、利用料金はいただいているという整理で、国としても一定の保護者負担は取るべきであろうという流れの料金設定だと思います。300円の根拠については、令和７年度に制度化され実施しておりますが、全国で標準的な利用料金として国が定めているのが１時間当たり300円です。実際、施設側からは、ちょっと低すぎるのではないかと、いろいろな意見も出ておるようで、今月にも有識者会議等が正に今行われようとしております。そういったところの意見も踏まえて、今後また国がお示しをすることになっておりますので、現状では300円を基本としつつ、条例を整備しておるところです。

また、本町では、先ほども申しましたが、一時預かり保育もやっております、その利用料金が３歳以上と未満とで違うんですが、１日当たり1,500円、2,000円とかでして、こ

れを時間に直しますと250円、275円となりますので、今回、子育て支援センターで実施するに当たって、その辺の利用料金との整合も取らなければなりません、一定、300円を超えるようなことは、うちとしては予定していないところです。

また、無料化についても、最終的には自治体の判断となりますので、そういったことができるのかどうか、Q&Aとか、ほかの自治体で考えられているところもあるのかの情報も収集しながら考えていきたいとは思っておりますが、現状では、一時預かり保育事業とそれほど変わらない料金設定を考えているところです。

○議長（緒方正綱君） 6 番中野正延君。

○6 番（中野正延君） やっぱり少子化というか、家庭に子どもが少なくなっている現状もあり、保育料とか、今後問題になってくることもありますし、子育て支援として、料金的にも平等な感じで、みんなが普通に通わせる保育所を目指してもらいたいと思います。

○議長（緒方正綱君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第99号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第99号四万十町地域子育て支援センター条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第99号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第9、議案第100号児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題とします。

この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより議案第100号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第100号児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを採決します。

議案第100号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第10、議案第101号四万十町大正生活支援住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

1 番武田秀義君。

○1 番（武田秀義君） 字句修正に対しての質問ではないんですが、13条の4項は「正当な理由によらないで引き続き15日以上」とあるんですが、5項に「入居者が死亡したとき、又は長期入院等により継続して利用できないとき」と書かれているんですが、長期入院というのは、どの程度の日数を指しているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（緒方正綱君） 大正町民生活課長長森伸一君。

○大正町民生活課長（長森伸一君） 病院との調整等もありますが、おおむね3か月を目安としております。

○議長（緒方正綱君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第101号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第101号四万十町大正生活支援住宅条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第101号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第101号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第11、議案第102号災害時等における給水装置工事及び排水設備工事に関する関係条例の整備に関する条例についてを議題とします。

この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（緒方正綱君） 2番山本大輔君。

○2番（山本大輔君） 他市町村の指定を受けた工事業者等とありますが、県内に限るといことで、県外は対応してないのか、お願いします。

○議長（緒方正綱君） 環境水道課長戸田太郎君。

○環境水道課長（戸田太郎君） お答えします。

県内ということではなく、全国含めて、応援に来ていただける事業者に対してになります。

○議長（緒方正綱君） ほかに質疑はありませんか。

6番中野正延君。

○6番（中野正延君） 例えば、大規模災害になると、どこがということを決めかねるかもしれませんが、ある一定、災害時に来てくれる業者の絞り込みとか、つながりが今後できていくのかお伺いします。

○議長（緒方正綱君） 環境水道課長戸田太郎君。

○環境水道課長（戸田太郎君） お答えします。

大規模災害時に、うちから例えば、どこどこの市町村に応援を直接要請すること

ではなく、県であったり水道協会などを通じて、一定の対応可能なところを選定いただき、県内の各地へ派遣をいただく流れになりますので、直接応援をお願いすることではないと想定しております。

○議長（緒方正綱君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第102号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第102号災害時等における給水装置工事及び排水設備工事に関する関係条例の整備に関する条例についてを採決します。

議案第102号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第12、議案第103号四万十町ケーブルネットワーク条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

5 番佐竹将典君。

○5 番（佐竹将典君） お伺いします。

議案書59ページの下欄に低速インターネット、高速インターネット、月額使用料6,000円の表記があります。この6,000円は、全てのプランに対しての6,000円なのか、または特定のプランに対しての6,000円なのか、ご説明をお願いします。

○議長（緒方正綱君） 企画課長富田努君。

○企画課長（富田努君） お答えします。

6,000円ですが、税込みで6,600円となりますが、今回、高速1ギガの分を新たに設けま

したので、その分の料金になります。条例では最高額を示しておりますので、また、これに基づいて、今後、指定管理者が町長の承認を得て設定する部分、それ以外の既存の30メガ、100メガについては、従前のおりの金額設定を予定しております。

○議長（緒方正綱君） 5番佐竹将典君。

○5番（佐竹将典君） 1ギガの高速プラン、新しい快適なサービスが使えるということだと思うんですけども。仮に、1ギガプランの契約者が多い場合は、インターネットの通信量が全体的に増えると思うので、問題になっていたインターネット速度が低下するとか、遅延が起こるのではないかというお声があるんですけども。四万十町として、1ギガプランを新規でつくられるわけなんですけれども、この1ギガプランに契約した方が快適に使えるのかというところなんですけれども、ご答弁をお願いします。

○議長（緒方正綱君） 企画課長富田努君。

○企画課長（富田努君） お答えします。

2年前にバックボーン回線を改修しておりますので、大容量の回線、大人数がある程度使っても利用できる状態にはなっておりますし、現状を言いますと、30メガの利用の方が大半です。その方が1ギガができたからといって1ギガに流れることは、あまり想定されませんので、1ギガを設けてもそれほど問題はないのではないかと想定しております。

○議長（緒方正綱君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第103号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第103号四万十町ケーブルネットワーク条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第103号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第103号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（緒方正綱君） 日程第13、議案第104号四万十町旧都築邸に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

13番橋本章央君。

○13番（橋本章央君） 指定管理の議決をする前に私的に知っておきたいことは、指定管理料が発生すると思うんですが、その指定管理料について教えていただきたいのと。積算したときの根拠について教えていただけたら、ありがたいです。

○議長（緒方正綱君） にぎわい創出課長小笹義博君。

○にぎわい創出課長（小笹義博君） お答えします。

指定管理料は510万円だったかと思います。根拠としては光熱水費等でして、旧の観光協会の時代から収支のバランスを見ながら定めてきたところです。

○議長（緒方正綱君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第104号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第104号四万十町旧都築邸に係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第104号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第104号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（緒方正綱君） 日程第14、議案第105号四万十町総合交流拠点施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

13番橋本章央君。

○13番（橋本章央君） 何点か質問いたします。

今回はジップラインも一緒ということで、ジップラインを安全に運用するための確認は、どの項目で行い、どういう採点をしたのかと。採点の中で、その他町長が別に定める事項にもやっぱり点数が出ていますので、どういう項目を採点されたのかを教えてくださいたいと思います。

維持管理費という区分で、例えば町が見るべきもの、あるいは指定管理者が見るべきものがあるはずですが、今後、ジップラインのワイヤーとかの腐食や、耐用年数が何年か分かりませんが、そういうことも迫ってくるかもしれません。ワイヤーの対策はどうか、名前は分かりませんが、滑車とか器具の取替はどこが負担するのか。そのほかには出発点まで車で搬送しておりますが、これの安全確認の状況とか経費はどこが見ているのか。着地点にあるチップも結構、経年劣化というか、長いこと使ったために汚れたり、腐敗している部分が見受けられると思いますが、どこが負担して変えていくのか、あるいは変えないのかも教えてくださいたいと思います。

○議長（緒方正綱君） 十和地域振興局長吉川耕司君。

○十和地域振興局長（吉川耕司君） お答えします。

初めに、ジップラインの安全管理についての採点ですが、仕様書の中で施設設備の維持管理の方法を具体的に記載を求めておりまして、次のような提案をいただいております。特にジップラインに関しては、整備当初よりアドバイスをいただいておりますフォレストアドベンチャーの定めるマニュアルに沿った施設設備管理を行う。スタッフによる日次、月次点検、フォレストアドベンチャーによる年に一度の施設点検を実施し、お客様の安全第一を最優先した運営を行っていくと。これについては、審査集計表の公の施設の管理を安定して行う人員、資産、その他の経営の規模及び能力を有しており、または確保できる見込みがあることという項目で評価されております。

その他町長が別に定める事項ですが、今回で言いますと、個人情報の保護のための適切な措置がなされているかが評価されております。

次に、ワイヤー、利用者が着用するハーネス等ですが、利用者が着用する備品についてはおおよそ5年をめどに、ワイヤーはおおよそ10年をめどに張り替えを行うことになって

おります。これについては、町が事業を行って、指定管理者から施設使用料として納めていただくことになっております。

また、車の送迎の安全確認なんですが、日次、月次点検、運転者への指導等を行っていくということです。

最後にチップの交換ですが、チップ代は指定管理者の負担、運搬費は町の負担となっております。

以上です。

○議長（緒方正綱君） 13番橋本章央君。

○13番（橋本章央君） 安全の確認を一番大事に考えているようですが、ちゃんとした管理者というか、管理をした人の名前、あるいは管理したデータ、何月何日にこういう検査をして異常はなかったとか、そういうデータも残されているのか、お伺いします。

○議長（緒方正綱君） 十和地域振興局長吉川耕司君。

○十和地域振興局長（吉川耕司君） 細かいところまでは確認しておりませんが、日誌等を残していますので、その中に記載されているものと思っております。

○議長（緒方正綱君） 13番橋本章央君。

○13番（橋本章央君） 整えられておるものと思いますというところを、確認しておいてください。今後、何かあったときには、そういう証拠の書類も必要になってくるかもしれませんので、ぜひお願いします。

○議長（緒方正綱君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第105号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第105号四万十町総合交流拠点施設に係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第105号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第105号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第15、議案第106号令和7年度四万十町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

3番林健三君。

○3番（林健三君） 最初にやらせていただきます。三点ほどやりたいと思います。

14ページ、教育総務費補助金というのがあって、山の学習支援事業費補助金の内容を教えてください。16ページになりますが、商工費雑入で、地域みらい助成金5,000万円の内容。そして、38ページ、猫の不妊・去勢手術費補助金120万円の内容を示していただきたいと思います。

○議長（緒方正綱君） 教育次長川上武史君。

○教育次長（川上武史君） 予算書14ページ、山の学習支援事業費補助金の内容ですけれども、山の学習という森と緑の会が推進している事業に手を挙げた小学校がやっている事業ですが、今回、補正で上がってきましたのは、北ノ川小学校が追加で山の学習をしたいと森と緑の会に事業申請をし、認められたものということです。

内容としては、山の学習ですので、主に植物の学習を深めるということで、今年度は牧野植物園に行って、町内の山などに植生している植物の種類などを勉強するというところで、そちらに行く交通費などの助成を受けたところです。

○議長（緒方正綱君） にぎわい創出課長小笹義博君。

○にぎわい創出課長（小笹義博君） 16ページの地域みらい助成金については、補正予算資料で別途示しておりますけれども、ホビー館の改修事業に充てる財源として、高知信用金庫などがつくっている地域みらい財団という組織からの助成金で、全て賄っていくということで、5,000万円の歳入を受けて事業を行うものとなっております。

○議長（緒方正綱君） 環境水道課長戸田太郎君。

○環境水道課長（戸田太郎君） 38ページ、猫の不妊・去勢手術費補助金の内容についてお答えします。

今後の予定としては、窪川地域で不妊・去勢手術を2回、大正・十和地域でそれぞれ1

回ずつを予定しておりまして、1回当たり30万円の4回分で120万円を計上しています。

○議長（緒方正綱君） 3番林健三君。

○3番（林健三君） 今、答弁がありました。まず、山の学習の関係は北ノ川小学校の牧野植物園ですかね。その辺も大事と思いますが、私はちょっと忠告しておかないかところがあります。山は従事者が非常に少のうなっちゃうわけですね。小学校から教育して山へ従事してもらうとか、農業とか、その辺を思ったけど、8万円じゃけん、金額としては少ないと思いますが、その辺のことも今後考えてやっていただきたいと思います。

16ページの商工会の関係は分かりました。

猫の不妊・去勢手術ですよ。今、課長が、窪川・大正・十和地域でやると言っておりましたが、30万円。去勢した後、印をつけるとか、尻尾を切るとかはできんかもしれません、どういうことをやるのか教えていただきたいと思います。

○議長（緒方正綱君） 環境水道課長戸田太郎君。

○環境水道課長（戸田太郎君） お答えします。

去勢手術をしたかどうかの目印は、耳に一部三角のようなカットを入れまして、それによって手術をしているか、していないかの見分けることが可能となります。

○議長（緒方正綱君） 4番村井眞菜君。

○4番（村井眞菜君） 林議員が伺ったところですが、ホビー館再整備事業で5,000万円の予算がついています。公益財団法人みらい財団の地域みらい助成金を活用し、海洋堂のシンボルでもある恐竜のヘッドフィギュアを設置するほか、入り口や展示室等の改修を行うことで、快適かつ魅力的でインパクトのある施設となるようリニューアルを行うということです。地域みらい助成金を使えるのは、非常にありがたいことだと思いますが、このような予定を立てた脈絡というか、補正で出てきた流れと。もう一つは、屋外ステージに恐竜のヘッドフィギュアが設置されたり、エントランスの再整備、体育館メイン展示の再整備、ショップエリアの再整備で全体的な再整備がリニューアルみたいな感じと想像するんですが、令和8年度のリニューアルオープンというのは大体、何月を目指しているとか、あれば伺いたいです。

○議長（緒方正綱君） にぎわい創出課長小笹義博君。

○にぎわい創出課長（小笹義博君） 経緯については、前館長である宮脇修氏がお亡くなりになられたことを契機に、高知信金と宮脇修一海洋堂ホビー館高知の社長ですけれども、2人で、ホビー館の再生ということで、遺志を受けて発起してきたということです。

今回の再整備については、南国市にある海洋堂SpaceFactoryの再整備であるとか、かつば館も一部独自にリニューアルしたいという意思、考えておられるようです。再整備の完成時期については、大規模な改修になってきますので、繰越しを想定しておりますが、4月以降になってくるかなと考えています。また、かつば館とか海洋堂SpaceFactoryの改修等も併せて大々的に考えておられますので、そうしたところと歩調を合わせて調整していきたいと考えております。

以上です。

○議長（緒方正綱君） 4 番村井眞菜君。

○4 番（村井眞菜君） 大体どういう脈絡で事業が始まったかは理解できました。

この工事は、特別な工事になるのか、それとも地元の業者をお願いするのか、想定されているようでしたらお伺いしておきます。

○議長（緒方正綱君） にぎわい創出課長小笹義博君。

○にぎわい創出課長（小笹義博君） 本工事においては、主に構造的なところはほぼ改修しないことになっておりまして、デザイン的な改修であるとか、恐竜ヘッドの移設であるとか、展示品の並べ替えであるとか、そういった部分ですので、奇想天外にデザインも含めたトータルのプロデュースも全部委託する形になっております。

○議長（緒方正綱君） 会議の途中ですが、ただいまより暫時休憩します。

10時45分まで休憩します。

午前10時28分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（緒方正綱君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

9 番中屋康君。

○9 番（中屋康君） 予算書から42ページです。報償費、有害鳥獣捕獲活動謝金900万円、並びに捕獲報奨金1,000万円、1,900万円という非常に大きい減額補正ですので、内容等をお伺いしたいのと。54ページ、一番下です。通学バス定期代170万円が出ていますが、どういう方向でこれが出たのかをお伺いしておきたいと思います。

○議長（緒方正綱君） 農林水産課長武田正人君。

○農林水産課長（武田正人君） 42ページ、有害鳥獣捕獲活動謝金と有害鳥獣捕獲報奨金の減額についてお答えします。

まず、有害鳥獣捕獲活動謝金は、捕獲に対する上乗せ補助です。共に今年度の捕獲頭数が減少し、それに伴い事業費の精査をした結果、それぞれ900万円、1,000万円を減額しているところです。

○議長（緒方正綱君） 教育次長川上武史君。

○教育次長（川上武史君） 54ページ、通学バス定期代の増額の理由ですけれども、対象となるのは興津地区からの通学生の定期バス代となります。当初予算の算定の段階で、算定方法に少し誤りがありまして、今年度通学生が増える見込みを少し誤っていたところの増額となります。大変申し訳ありません。

○議長（緒方正綱君） 9番中屋康君。

○9番（中屋康君） 定期代の関係は十分承知しました。有害鳥獣の関係ですが、非常に大きい、1,000万円も見込みが違ったといったことで、少なければそれにこしたこともありませんし、該当頭数が減ってきたのなら、見方によればうれしい減額になるんですが、大まかで結構ですが、何が減って、どういうことで減額になったのか聞いておきたいと思います。

○議長（緒方正綱君） 農林水産課長武田正人君。

○農林水産課長（武田正人君） 主な捕獲頭数の減少についてご説明します。

イノシシについては、令和6年度が2,119頭でしたが、現在491頭の捕獲頭数となっており、1,628頭減少しております。同じく鹿についても、令和6年度は1,038頭でしたが、本年度は896頭の捕獲頭数となっておりまして、142頭の減少となっております。

○議長（緒方正綱君） ほかに質疑はありませんか。

1番武田秀義君。

○1番（武田秀義君） 予算書44ページ、松葉川温泉改修工事調査委託料と、その下にある松葉川温泉改修工事費は関連しているのか。調査委託料はどういった調査をして、どこに委託しているのかと。42ページの四万十川流域森林環境整備事業補助金1,500万円の減額となっています。この理由、内容についてお伺いしたい。お願いします。

○議長（緒方正綱君） にぎわい創出課長小笹義博君。

○にぎわい創出課長（小笹義博君） お答えします。

44ページ、松葉川温泉改修工事調査委託料については、松葉川温泉も設置後30年を経過し、様々な場所が傷んでおりますので、総合的に検査をするということで、老朽化度合い等を検査の予算計上しているところです。今後、改修工事等の内容については、この結果

を基に判定していきたいと思っております。どこに委託していくかは、実績のある設計事務所に委託していきたいと考えております。その下の松葉川温泉改修工事費は、直接関係するものではありません。

○議長（緒方正綱君） 農林水産課長武田正人君。

○農林水産課長（武田正人君） 42ページ、四万十川流域森林環境整備事業補助金の減額についてご説明します。

この事業は、未整備林の間伐であるとか作業道の敷設とかに対する事業ですが、本年度、県の上乗せ補助に係る予算額は減少しておりまして、この補助金を活用している事業量そのものが減少したということです。

○議長（緒方正綱君） にぎわい創出課長小笹義博君。

○にぎわい創出課長（小笹義博君） 追加します。

松葉川温泉の178万円の工事費の内容ですけれども、浄化槽のブローアの交換修繕となっております。現在、2基ブローアがありますけれども、かなり老朽化しておりますので、こちらは定期的な改修と、ご了承ください。

○議長（緒方正綱君） 1番武田秀義君。

○1番（武田秀義君） 設計の委託先は町内業者なのか、町外業者なのかだけ教えていただきたい。

○議長（緒方正綱君） にぎわい創出課長小笹義博君。

○にぎわい創出課長（小笹義博君） 入札になるかと思っておりますので、町内、町外を含めて、設計事務所を選定しますけれども、町外を含めてとなることかと思っております。

○議長（緒方正綱君） ほかに質疑はありませんか。

8番伴ノ内珠喜君。

○8番（伴ノ内珠喜君） 46ページ、がけ崩れ住家防災対策工事費について、減額になった理由をお聞かせください。

○議長（緒方正綱君） 建設課長下元敏博君。

○建設課長（下元敏博君） お答えします。

当初は災害分を1件と、予防分を3件受付しておりましたが、その後、分担金が災害については10%、予防については25%と、かなり予防分が高額になりまして、地権者が今回取りやめることになりまして、今年度は災害1件分の申請となり、その分減額になった経緯です。

○議長（緒方正綱君） ほかに質疑はありませんか。

14番堀本伸一君。

○14番（堀本伸一君） 簡単な内容ですけれども、31ページに医師意見書作成手数料とありますけれども、これはこういったときに発生する仕事なのかなと。内容が分かりませんので教えていただきたいと思います。

○議長（緒方正綱君） 健康福祉課長戸田ゆかり君。

○健康福祉課長（戸田ゆかり君） お答えします。

医師意見書作成手数料は、障害福祉サービスを申請したときに、主治医の意見書をいただくために必要なものです。

○議長（緒方正綱君） ほかに質疑はありませんか。

6 番中野正延君。

○6 番（中野正延君） 予算書10ページの地方交付税ですけど、6,700万円ほど減額になっている要因と。12ページ、学校施設環境改善交付金の3,400万円、昨年度もこの項目は約8,000万円減額になっていますが、理由を教えてもらいたいのと。58ページ、公共土木現年災害復旧費の災害復旧工事費、2億4,700万円の工事内容についてお伺いします。

○議長（緒方正綱君） 総務課財政班長西尾洋亮君。

○総務課財政班長（西尾洋亮君） 予算書10ページの普通交付税ですが、ご承知のとおり、本年度については当初から財政調整基金6億5,000万円を取り崩さなければいけないように、一般財源がかなり不足する見込みでしたので、12月補正を行うに当たっては、各課に減額できるものを精査してくださいということで減額しました。補正予算については、4,300万円余りの増額補正となっておりますが、一般財源で見ると、今回の減額している分、一般財源が余ったような状態になりまして、地方交付税で調整をし、この減額した分を内部留保にしているという内容になっております。

○議長（緒方正綱君） 教育次長川上武史君。

○教育次長（川上武史君） 予算書12ページ、学校施設環境改善交付金の減額の理由ですけれども、これは国からの交付金になりますが、現時点で国からの配分がないということです。ですので、予定していたトイレの改修事業などの工事を実施するに当たっては、財源を起債に振替をし、国庫の配分はないための減額ということです。

○議長（緒方正綱君） 建設課長下元敏博君。

○建設課長（下元敏博君） 58ページの公共土木災害の内訳についてお答えします。

まず、公共災の補助災になりますけど、河川災が17件、道路災が7件。次に、単独災というのが補助災にかからない分になりますけど、河川災が16件、道路災が10件になっております。

○議長（緒方正綱君） 6番中野正延君。

○6番（中野正延君） 工事請負費ですけど、今年度の災害に対して行われた工事なのか、お伺いします。

○議長（緒方正綱君） 建設課長下元敏博君。

○建設課長（下元敏博君） 令和7年度、今年度の災害になります。

○議長（緒方正綱君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第106号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第106号令和7年度四万十町一般会計補正予算（第4号）を採決します。

議案第106号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第106号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第16、議案第107号令和7年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、日程第17、議案第108号令和7年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第2号）、日程第18、議案第109号令和7年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第2号）、日程第19、議案第110号令和7年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第2号）、以上、議案第107号から議案第110号までの4議案を一括議題とします。

この4議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第107号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第107号令和7年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第107号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第107号は原案のとおり可決されました。

これより議案第108号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第108号令和7年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第108号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第108号は原案のとおり可決されました。

これより議案第109号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第109号令和7年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第109号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第109号は原案のとおり可決されました。

これより議案第110号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第110号令和7年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第110号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第110号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（緒方正綱君） 日程第20、議案第111号令和7年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）、日程第21、議案第112号令和7年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、以上、議案第111号及び議案第112号の2議案を一括議題とします。

この2議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第111号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第111号令和7年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第111号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第111号は原案のとおり可決されました。

これより議案第112号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第112号令和7年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第112号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第112号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（緒方正綱君） 日程第22、議案第113号令和7年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算（第2号）、日程第23、議案第114号令和7年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算（第3号）、以上、議案第113号及び議案第114号の2議案を一括議題とします。

この2議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより議案第113号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第113号令和7年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第113号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第113号は原案のとおり可決されました。

これより議案第114号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第114号令和7年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第114号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第114号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（緒方正綱君） 日程第24、議案第115号令和7年度四万十町水道事業会計補正予算（第2号）、日程第25、議案第116号令和7年度四万十町下水道事業会計補正予算（第2号）、以上、議案第115号及び議案第116号の2議案を一括議題とします。

この2議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより議案第115号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第115号令和7年度四万十町水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第115号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第115号は原案のとおり可決されました。

これより議案第116号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第116号令和7年度四万十町下水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第116号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第116号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま中尾町長から議案第117号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第3号の追加1として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） ご異議なしと認めます。

議案第117号を日程に追加し、追加日程第3号の追加1として議題とすることに決定しました。

議案書を配付します。暫時休憩します。

午前11時11分 休憩

午前11時12分 再開

○議長（緒方正綱君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（緒方正綱君） 追加日程第3号の追加1、議案第117号令和7年度四万十町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第117号令和7年度四万十町一般会計補正予算（第5号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回、追加で提案いたします補正は、令和7年11月28日に閣議決定された国の補正予算第1号の概算におきまして、物価高の影響が長期化する中、特にその影響を強く受ける子育て世帯に対し、物価高対応子育て応援手当が給付される見込みとなったことから、国の補正予算成立後、可能な限り速やかに対応するため、給付に必要な予算を計上するものです。

それでは、歳出予算の内容について、ご説明を申し上げます。

3款民生費ですが、児童福祉総務費では国の補助金を活用し、令和7年9月分の児童手当支給対象児童、及び令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童を養育する父母等を対象とし、児童1人当たり2万円を給付する物価高対応子育て応援手当給付金に加え、システム整備委託料などの給付に係る事務費を合わせまして3,800万円を追加計上しております。以上の結果、今回の補正額は歳入歳出それぞれ3,800万円の追加計上となっており、累計予算額は歳入歳出それぞれ196億5,000万円となっております。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（緒方正綱君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第117号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第117号令和7年度四万十町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

議案第117号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第117号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第26、陳情第7－5号陳情書「国民健康保険に対する国庫負担の増額等を求める意見書」採択のお願いを議題とします。

この陳情議案については、所管の教育民生常任委員会に付託し、その審査報告書が委員長より提出されておりますので、その経過及び結果の報告を求めます。

教育民生常任委員長中屋康君。

○教育民生常任委員長（中屋康君） 教育民生常任委員会から、付託されました案件の陳情審査報告をしたいと思います。

令和7年12月10日。

四万十町議会議長緒方正綱様。

教育民生常任委員長中屋康。

陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項及び第95条の規定により報告します。

記。

受理番号、陳情第7－5号。

付託年月日、令和7年6月4日。

件名、陳情書「国民健康保険に対する国庫負担の増額等を求める意見書」採択のお願い。

審査の結果であります、不採択であります。

付記はなしです。

続きまして、経過の報告をします。

本委員会に付託されたのが7年6月4日でしたが、継続審査にしてありましたの

で、令和7年6月4日並びに令和7年8月19日、令和7年11月18日にわたり審査をしました。番号は陳情第7－5号であります。

件名、陳情の内容も省きます。

説明者について、6月4日、最初の審査日は税務課から西岡課長、宇都宮主幹、町民課から三宮課長、井上係長、山岡主査から説明をいただきました。8月19日の2回目の審査については、町民課、三宮課長、今井副課長、井上係長、山岡主査にご出席いただき、資料等の提出もいただいて審査をしました。

審査の経過であります。現行の保険制度に陳情の願意が実現可能なのか審査を行いました。合わせて、国の減税に関する動きや、地方公共団体から関連する提言が既に出されていること、また、審査の経過で提出先の内閣が替わっていることもあり、本陳情は不採択することに決定しました。

委員からの意見ですが、まず、陳情者の願意は理解できるが、国庫負担率の制度設計があつての現状と考えると、他の被用者保険と均等の負担率とすることは、試算した資料から照らし合わせても、現状では不可能ではないかということです。他の被保険者というのは、いわゆる意見書の附帯の中に出ておりましたので、被保険者と均等にすることは難しいといったところが意見としてありました。

次に、新内閣が発足して、高市内閣では、日本維新の会との動きの中で、現役世代の保険料負担を含む、国民負担の軽減を目指しております。今後の社会保障改革の動きを見守っていくことで、この陳情は一旦収めたほうが良いというご意見がありました。

続いて、陳情意見書の提出先も内閣の交代で新たな閣僚名となっていることから、一旦採択はなしで良いのではないかとといった意見が出ておまして、審査の結果は、不採択、全員一致でありました。少数意見等々ありません。

以上です。

○議長（緒方正綱君） 教育民生常任委員長の報告が終わりました。

これより、教育民生常任委員長の報告について、質疑があればこれを許可します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより陳情第7－5号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

暫時休憩します。

午前11時20分 休憩

午前11時21分 再開

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（緒方正綱君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより陳情第7－5号陳情書「国民健康保険に対する国庫負担の増額等を求める意見書」採択のお願いを採決します。

お諮りします。

陳情第7－5号陳情書「国民健康保険に対する国庫負担の増額等を求める意見書」採択のお願いについて、委員長報告は不採択です。

まず、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方正綱君） 起立ゼロです。したがって、陳情第7－5号は委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（緒方正綱君） 日程第27、陳情第7－10号要望書を議題とします。

この陳情議案については、所管の産業建設常任委員会に付託し、その審査報告書が委員長より提出されておりますので、その経過及び結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長山本大輔君。

○産業建設常任委員長（山本大輔君） 産業建設常任委員会より、陳情審査の報告をいたします。

令和7年12月10日。

四万十町議会議長緒方正綱様。

産業建設常任委員長山本大輔。

陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条

第1項及び第95条の規定により報告します。

受理番号、陳情第7－10号。

付託年月日、令和7年9月3日。

件名、要望書。

審査の結果、採択。

付記はなしです。

経過報告について、審査日は令和7年9月5日と令和7年12月5日です。

番号、陳情第7－10号。

付託日は令和7年9月3日です。

件名、要望書。要望趣旨、1. 町道平串赤草線の拡幅改良対策、2. 観光拠点施設工事期間中の工事車両専用通路対策。

説明者、建設課、下元課長であります。

審査経過としては、付託日以降、建設課から説明を受け、現地では陳情代表者、関係者及び建設課と協議を行った。現地視察以降、協議を重ね、拡幅幅の修正を経て、全員一致で採択との結論に至った。

委員の意見としては、交通量が多い割に道幅も狭く待避所も少ない。また、夜間はガードレールもなく危険である、観光交流拠点施設建設に伴い、より交通量も増える。拡幅することで、歩行者の安全及び車両が安全に通行できるように改善が必要であるということで、審査結果は採択、全員一致であります。

意見書提出はなし、少数意見の留保もなしです。

以上、よろしくお願いします。

○議長（緒方正綱君） 産業建設常任委員長の報告が終わりました。

これより、産業建設常任委員長の報告について、質疑があればこれを許可します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより陳情第7－10号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第7－10号要望書を採決します。

お諮りします。

この陳情について、委員長報告は採択です。陳情第7－10号要望書について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、陳情第7－10号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第28、発議第1号次回参議院選挙までに合区の解消を求める意見書を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

2番山本大輔君。

○2番（山本大輔君） 発議第1号。

令和7年12月10日。

四万十町議会議長緒方正綱殿。

提出者、四万十町議会議員山本大輔。

賛成者、四万十町議会議員味元和義、賛成者、四万十町議会議員林健三。

次回参議院選挙までに合区の解消を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

（案）。

次回参議院選挙までに合区の解消を求める意見書。

平成27年の公職選挙法改正により導入された参議院選挙区の「合区制度」は、いわゆる「一票の格差」是正を目的としたものであるが、その一方で、地域の声を国政に十分反映させる機会を制約する結果を招いております。特に私たちが住む高知県と徳島県は、歴史・文化・産業など多くの面で独自の特色を有しており、地域固有の課題も多岐にわたりますが、合区制度の下では、こうした多様な課題が適切に国政に届けられにくい状況となっております。

人口減少や過疎化が進む中、地域の意見を国政に反映させる仕組みを確保することは、地方創生を推進する上でも極めて重要であります。地方の代表を確実に選出できる制度を整えることこそが、地域の自立と活力を支え、国全体の持続的な発展につながります。

令和7年6月18日には参議院改革協議会の報告書がまとめられました。その中では、現行の合区の不合理は解消すべきとする意見が大勢であったことを受け、次回2028年の参議院選挙までに合区を解消すべきという意見もあったといえます。こうした国政における議論の進展を踏まえれば、合区解消は先送りすべきでなく、早期に具体化されるべき課題であります。

よって本町議会は、政府及び国会に対し、参議院選挙制度の抜本的な見直しを行い、次回参議院選挙までに合区を解消するとともに、地方創生の理念を踏まえた選挙制度を早急に構築するよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月10日。

四万十町議会。

衆議院議員額賀福志郎殿、参議院議長関口昌一殿、内閣総理大臣高市早苗殿、総務大臣林芳正殿。

以上、よろしくお願いします。

○議長（緒方正綱君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより発議第1号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第1号次回参議院選挙までに合区の解消を求める意見書を採決します。

発議第1号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま発議第1号が議決されました。その内容を損なうことのない範囲において、字句その他整理を要するものについては、その整理権を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） ご異議なしと認めます。したがって、字句その他の整理権を議長に委任することに決定しました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第29、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） ご異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件はお手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

お諮りします。

ただいま議員派遣が議決されました。派遣内容を損なうことのない範囲において、その整理権を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） ご異議なしと認めます。したがって、派遣内容の整理権を議長に委任することに決定しました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第30、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

総務常任委員長、産業建設常任委員会から委員会において審査・調査中の事件及び各常任委員長から所管事務の調査について、また、議会運営委員長から所掌事務の調査事項について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しております申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がっております。

お諮りします。

各常任委員長と議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） ご異議なしと認めます。したがって、各常任委員長と議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ただいま、教育長よりご挨拶をしたい旨の申し出がありました。これを許可します。

教育長山脇光章君。

○教育長（山脇光章君） 令和7年第4回町議会定例会の閉会に当たり、議長のお許しをいただきましたので、誠に恐縮ですが、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

まず、第4回定例会、議員の皆様、大変お疲れさまでした。この度、私、教育長山脇光章は、本日12月10日をもちまして教育長の職を辞することといたしました。議員各位の同意をいただき、令和2年5月12日に就任以来、5年7か月にわたり、教育行政の推進という重責を担わせていただきました。この間、議長をはじめ、議員各位におかれましては、常に格別なるご理解と力強いご支援を賜りましたこと、心より感謝を申し上げます。特に、教育関係に伴う条例、予算審議、施策等におきましても、本町の教育行政の確固たる基盤にご尽力いただきましたこと、改めて厚く御礼を申し上げます。

振り返りますと、私個人、役場入庁以来、教育長としての期間を合わせ、通算42年間にわたり町の行政に従事してまいりました。この間、議員をはじめ、多くの皆様からご指導とご支援を賜りましたこと、重ねて心より感謝を申し上げます。特に、町村合併、そして合併後のまちづくりに携わることができ、本年20周年という節目を皆様と共に迎えることができたことは、私にとって大きな喜びでもあります。

教育長としての在任期間を振り返りますと、新型コロナウイルス感染症への対応、第2期四万十町立小中学校適正配置計画に基づく学校統合、児童・生徒の諸課題等の対応や、地域との協働による学校運営、生涯学習の推進、幼児教育、学校教育の新たな基盤づくりに向けた取組など、様々な課題に向き合う日々でした。これらの課題を乗り越え、教育施策を着実に推進することができたのは、ひとえに議員各位の建設的なご賛同、町民の皆様の温かいご理解とご協力のおかげにほかなりません。この場をお借りし、児童・生徒や保護者の皆様、全ての町民の皆様に重ねて心よりお礼を申し上げます。

本町の教育基本振興計画に掲げる「たくましく人間性豊かな人づくり」、この理念は未

来の四万十町を支える揺るぎないものです。学校統合後の子どもたちの元気な姿、そして、就学前から小学校への切れ目ない支援体制の充実を目指す四万十町モデルを今年度スタートすることができたことなど、本町の教育は着実に次の段階へ力強く進めております。一方で、老朽化する教育施設への対応、働き方改革、教育DXの推進、部活動改革など、複合的かつ重層的な課題が山積みしているのも現実です。議員各位におかれましては、これまで同様、教育行政という町の最重要分野の一つに対しまして、さらなるご指導とご支援を賜りますよう、心よりお願いを申し上げます。

この度、急な退任となり、任期を全うできないことは心残りではありますが、職務代理者、教育委員会事務局が誠心誠意職務に取り組んでいただけると信じております。私も町民の1人として、本町のさらなる発展と教育行政の一層の充実を心からお祈り申し上げます。

結びに、町民の皆様のご多幸と議員各位のご健勝とますますのご活躍、子どもたちの健全な成長と四万十町の輝かしい未来を願ひまして、退任のご挨拶とさせていただきます。長い間、本当にお世話になりました。ありがとうございました。

○議長（緒方正綱君） 暫時休憩します。

午前11時39分 休憩

午前11時47分 再開

○議長（緒方正綱君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和7年第4回四万十町議会定例会を閉会します。

午前11時47分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

四万十町議会議長

令和 年 月 日

四万十町議会議員

令和 年 月 日

四万十町議会議員